

食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）

令和7年度施策実施状況（中間報告）

対象期間：令和7年4月1日～令和7年12月31日

対象期間における施策の取組状況であり、実績などは未集計であることを承知願います。

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立 - (1) 生産者の取組への支援

環境にやさしい持続可能な農業の推進

基本計画

農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図るため、複数の農業者で構成される団体等を対象に環境保全型農業直接支払交付金により、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（堆肥の施用、有機農業等）を支援します。県独自のみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営し、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の生産を推進するほか、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく導入計画の認定者（エコファーマー）の育成を図ります。

また、施設園芸においてICTを活用した高度な環境制御による生産性の向上に加え、環境に配慮した技術導入に取り組むことで、持続可能な農業生産を推進します。

▶ みやぎ米推進課

- 環境保全型農業直接支払交付金により、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織等を支援した。
- 県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」により、化学肥料及び化学合成農薬を低減して生産した農産物の認証を行ったほか、新規取組者の確保に向けて、制度説明会を開催した。
- 有機農業に関する相談窓口での相談対応、指導者の人材育成などにより、有機農業の推進に取り組んだ。

▶ 園芸推進課

- 環境制御技術の知識を有する栽培管理者の育成のため、環境制御指導者育成研修やみやぎ環境制御技術交流ネットワークを活用したグローワ－技術交流会等を開催した。

農業生産工程管理（GAP）の普及拡大

基本計画

食の安全に関する生産者の意識を高め、生産された農産物の安全性等を確保する手法として、国際水準GAPの導入や認証に向けた取組を推進します。

推進にあたっては、県と関係団体で構成する宮城県GAP推進会議において推進方針等を共有するとともに、研修会の開催やGAP指導員による現地指導を行い、GAPの普及拡大を図るほか、指導員資格取得研修への派遣等により、GAP指導員の確保・育成を図るとともに、農業教育機関に対してGAP認証取得に向けた支援を行い、GAPに関する教育の充実を図ります。

▶ みやぎ米推進課

- 農業生産工程管理(GAP)の導入推進のため、宮城県GAP推進会議を開催し、進捗状況や推進策等を関係機関・団体と共有・検討した。
- 生産部会等の団体認証取得やGAP導入に向けた研修会、現地指導、GAP指導員資格取得や指導力向上に向けた研修の実施、農業教育機関に対するGAP認証維持に向けた支援等を通じて、GAPの普及拡大に向け取り組んだ。
- 消費者団体の主催イベントへの参加や小売店におけるPR販売会の開催等を通じて、消費者の理解促進を図った。

▶ 畜産課

- 県内の畜産物(食品)の安全性を確保し、より良い生産工程管理を実現することにより、畜産農家が安定した経営を継続するために認証の取得を推進した。
- 現地指導等によりJGAP認証取得に向けた支援を行うほか、「するGAP」に関する研修会を開催し、認証取得によらない自主的なGAP実践を広めることにも取り組んだ。

農業の適正使用の推進

基本計画

農業生産の安定と安全な農産物生産への期待に応えるため、関係機関と連携しながら指導体制を維持するとともに、農薬の使用が多い6月から8月に農薬危害防止運動を実施し、啓発リーフレットの配布や農薬危害防止研修会の開催により、農薬の適正な使用による安全な農産物の生産を推進します。

さらに、農薬取扱者の資質向上を図るため、農薬管理指導士の養成研修、認定試験及び更新研修を実施します。

▶ みやぎ米推進課

- 農産物の安全確保等を図るため、農薬使用者を主な対象に、農薬危害防止運動(令和7年6月1日から8月31日まで)として、啓発リーフレット等により農薬適正使用を働きかけたほか、農薬を取り扱う者を対象に農薬管理指導士養成・更新研修を開催するなど農薬の適正使用の普及に取り組んだ。

牛のトレーサビリティシステムの推進

基本計画

生産段階における耳標(個体識別番号)の装着の徹底を推進し、生産から流通までに至る各段階での牛の個体を識別することができるシステムの維持を支援します。

▶ 家畜防疫対策室

- 生産段階における耳標(個体識別番号)の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体を識別することができるシステム維持のため、耳標装着に係る各種手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。

1 - (2) 農林水産物生産環境づくり支援

土壤環境適正化の推進

基本計画

カドミウム基準値超過米の発生が懸念される地域において発生抑制のための適正な水管理の徹底を図るとともに、関係機関と連携して各種調査を実施します。

また、カドミウム基準値超過米については、関係機関と連携し、市場流通を防止します。このほか、カドミウム低吸収イネの普及に向けた現地実証に取り組み、新品種の選定・導入のための判断材料として活用します。

▶ みやぎ米推進課

- カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、発生の恐れがある地域の水稲生産者を対象に「水稲栽培水管理ごよみ」を配布したほか、関係機関と連携して、カドミウムの吸収を抑制する湛水管理の徹底を指導した。
- 米の出荷前にカドミウム含有量を調査し、基準値超過が確認された場合は、市場流通しないよう、適正な保管及び廃棄処分を指導した。
- 県が育成したカドミウム低吸収性イネ「東北235号」を用いてカドミウムとヒ素の同時低減技術に係る現地栽培実証を行った。

家畜伝染病の発生予防の徹底

基本計画

牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に向け、防疫検査体制の整備を継続します。

また、これらの県への侵入を防止するため、各種畜産関係団体とも連携し、関係者及び生産者に対する情報の提供を強化するとともに、早期診断及び初動措置を重視した防疫対策を行うための体制の整備を一層強化します。

さらに、高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、県内の養鶏場を対象としたウイルス分離・抗体検査等を実施するとともに各農場の死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見及び啓発に努めます。

▶ 家畜防疫対策室

- 家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫及び豚熱等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。また、慢性疾病発生低減のための検査・指導を実施した。
- 高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査を実施するとともに、100羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。
- 豚熱については豚熱発生予防のため豚熱ワクチンを接種するとともに、野生イノシシの豚熱検査を継続し、県内の豚熱感染状況をモニタリングした。

貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進

基本計画

食中毒の原因となる貝毒については、宮城県漁業協同組合と協力しながら、効果的な監視体制を維持・構築

します。特にまひ性貝毒については、貝毒プランクトン発生のもととなるシストの分布調査を引き続き行うことにより、震災後の貝毒発生機構を解明し、監視体制の最適化につなげます。

また、ノロウイルス対策については、漁業協同組合が引き続き自主検査を実施するとともに、県と国が連携して、浄化によるノロウイルス低減技術の検証を行うことで、衛生管理体制の強化を図ります。

貝毒及びノロウイルスの検査結果については、食中毒の未然防止のため、県及び漁業協同組合が連携し、ホームページ等により県民への情報提供を継続して実施します。

▶ 水産業基盤整備課

- 宮城県漁業協同組合と二枚貝等を対象とした11種類の年間貝毒検査計画を策定し、定期的な貝毒検査の実施により安全性の確保に努めた。また、貝の毒化傾向を把握するため、貝毒原因プランクトンの発生状況調査を継続して実施した。
- 宮城県漁業協同組合は「生食用かきのノロウイルス対策指針」に基づき、むき身かき漁期間中は毎週ノロウイルスの自主検査を行い、陽性の場合は加熱用にて出荷した。なお、検査結果はすべて公開し、情報の周知に努めている。

特用林産物の生産再開への支援

基本計画

出荷制限を受けている特用林産物等の生産再開と生産振興に向け、汚染の無い生産資材の購入支援、生産工程管理の徹底等を行い、引き続き生産者を支援します。

▶ 林業振興課

- 原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達を支援したほか、安全な原木しいたけを生産するための栽培管理について指導等を実施した。
- 県内産原木の利用再開に向け、県内25箇所(広葉樹林)において、萌芽枝の放射性物質検査を実施したほか、令和8年度以降の原木林調査地に係る各種検討等を行った。

1 - (3) 事業者の取組への支援

営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進

基本計画

食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められたことから、「宮城HACCP導入・実践支援制度(みやぎチャレンジHACCP)」により、事業者の規模や衛生管理状況、取り扱う食品の特性に応じた技術的な助言を行い、事業者の衛生管理計画の作成及び見直し等について支援します。併せて、ワークショップ形式のHACCP研修会、食品衛生責任者講習会等で周知を図り、事業者の円滑な制度化対応を促します。

水産物については、海外への販路を拡大するため、水産加工事業者のHACCP認証取得を支援します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- HACCP導入と実践の定着に向け、普及啓発及び技術的支援を目的とし、HACCP制度の区分別にHACCP研修会を計8回開催するとともに、監視指導時における個別相談対応を行った。特に、小規模事業者のHACCPの「取り組みにくさ」解消のため、個別対応や指導助言を強化した。
- 県内全域(仙台市を除く)におけるHACCP導入状況調査を実施し、継続的に状況を把握している。

▶ 水産業振興課

- HACCP認証取得に関する国の補助事業活用に向けて、水産加工業者1社からの相談に対応し、輸出事業計画の策定、補助金交付申請の手続きを指導した。

外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大

基本計画

外食に対する消費者の信頼性の確保に向けて、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録制度を利用し、外食事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組を支援します。

▶ 食産業振興課

- 県産食材を積極的に利用し、産地をメニュー等で表示することで地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録した。

▶ 成果 ◀

- 新規地産地消推進店登録数：15 店舗（延べ 540 店舗(R7.12.31 現在)）

2 監視指導及び検査の徹底 - (1) 生産段階における安全性の確保

農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化

基本計画

農業関係では、農薬取締法に基づき、安全で安心な農産物を供給するため、農薬販売者及び使用者への立入検査を実施します。農薬販売者に対しては、適正な届出の実施、倉庫での保管管理、店頭での展示販売に対する検査を実施します。また、農薬使用者に対しては、農薬使用基準の遵守、記帳の推進、適正な農薬の保管管理に対する検査を実施します。

水産関係では、事業者に対して医薬品の適正使用や養殖管理の実施に対する指導を行い、安全な養殖魚の生産体制を構築します。

▶ みやぎ米推進課

- 安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬販売者及び農薬使用者を対象に農薬取締法に基づく立入検査を実施した。農薬販売者の検査では、帳簿の備え付け、適正な保管管理、店頭表示等を中心に確認した。
- 農薬使用者の検査では、農薬使用基準の遵守、適正な保管管理、帳簿記載等を重点的に確認した。

▶ 水産業基盤整備課

- 安全で安心な養殖魚の生産体制を構築するため、魚類養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導等を行った。

肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施

基本計画

家畜用飼料の安全性の確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき製造工場等への立入検査を行います。

また、養魚用飼料製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を行い、養殖飼料の安全性を確保します。肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づき生産業者の立入検査を実施します。

▶ みやぎ米推進課

- 肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。

▶ 畜産課

- 家畜用飼料の安全性確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づき、飼料製造工場などへの立入検査を行った。

▶ 水産業基盤整備課

- 養魚用飼料の安全性確保のため、養魚用飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉の製造工場への立入、収去検査にかかる体制を継続した。

動物用医薬品の流通、販売等に関する指導

基本計画

動物用医薬品の適正な使用のため、動物用医薬品の販売の取締り及び適正な使用に関する指導を行います。

▶ 畜産課

- 動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入検査及び適正使用に関する指導を行った。

高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施

基本計画

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング検査として農場においてウイルス分離・抗体検査等を実施するほか、定期的な監視（モニタリング）検査を実施します。

また、県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異常の早期発見の体制を整備し啓発に努めます。

▶ 家畜防疫対策室

- 高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング及び強化モニタリング検査を実施した。
- 県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異状を早期発見する体制を維持した。

2 - (2) 流通・販売段階における安全性の確保

食品営業施設の監視指導の徹底

基本計画

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する計画的な監視及び指導、規格基準検査を実施します。特に、食中毒が発生すると大規模化する恐れがある給食施設、旅館等への監視を重点的に実施します。施設の監視の際にはHACCPに沿った衛生管理の実施について指導します。

また、定期的な食品衛生担当者会議等の開催により、業務の進捗管理や情報共有を行い、事業の最適化を図ります。

食中毒の発生を未然に防止するため、食中毒予防月間を設け、広域流通食品の製造施設等の一斉監視及び保健所の食品衛生監視員による講習会を実施するとともに、食中毒予防キャンペーン等の啓発活動を行います。

食中毒の発生時には、原因食品や汚染経路の特定等迅速な対応により、被害拡大の防止と再発防止に努めます。魚介類による腸炎ビブリオ食中毒の発生予防の観点から、「腸炎ビブリオ注意報」を発令し営業者や県民への注意喚起を行います。さらに、牛レバー、豚肉及び豚内臓の生食禁止について指導を行います。冬期間に増加するノロウイルス食中毒の防止について、営業者や県民に啓発を行います。

また、食中毒の発生状況に応じて、営業者や県民へ情報提供することで注意喚起や予防に関する啓発活動を行います。

ふぐ取扱者の認定について試験制度を創設し、ふぐ取扱者の知識と技術の向上を図ります。

さらに、食品衛生法の改正により、指定成分等含有食品における健康被害情報の届出等が義務づけられたことから、健康食品についても不適切な製品の流通や健康被害の発生を防ぐための監視指導に取り組みます。

併せて、食品営業施設における新しい生活様式への対応について助言し、食品関係団体が策定したガイドラインを紹介することなどにより、食品営業施設内での利用客を含めた新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を予防します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 令和7年度「宮城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」に基づき、食品営業施設等に対する監視指導を計画的に実施し、必要に応じ適切な衛生管理等を指導した。
- 定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、情報の共有に努めた。
- 食中毒予防月間には、広域流通食品の製造施設等を対象とする集中的な一斉監視、食品事業者を対象とする講習会のほか、消費者を対象とする街頭キャンペーン、広報等普及啓発事業を実施し、手洗いの励行や、食肉の加熱徹底、生食用鮮魚の寄生虫の危険性など、食中毒予防を啓発した。

食品検査による安全性の確保

基本計画

食品の安全を確保するため、輸入食品をはじめ県内に流通する食品の規格基準検査、食品中の残留農薬、添加物、アレルギー物質等の検査を継続して実施し、食品衛生法に違反した食品の流通を防止します。

また、県内に流通する輸入食品について、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、添加物、アレルギー物質等の検査を実施し、関係機関と連携することにより不適切な輸入食品の流通を防止します。食品検査の項目は、国内や検疫における違反事例等を考慮し、見直しを図ります。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 食品の安全を確保するため、県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、食品衛生法に基づく残留農薬、添加物など規格基準に関する検査を実施し、基準逸脱や誤った表示が記載された食品の流通を防止した。
- 検査実施機関において、検査の実施に必要な設備や機器の保守点検、更新等の検査環境整備を図ると共に、

検査精度管理を実施し、検査成績の信頼性を確保した。

安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE 対策を含む）の徹底

基本計画

安全で衛生的な食肉及び食鳥肉を供給するため、と畜検査、食肉検査を実施するとともに、食肉及び食鳥肉に残留する動物医薬品等の検査及び腸管出血性大腸菌検査等を実施します。また、最新知見の収集、技術習得の機会に、と畜検査員や食鳥検査員を派遣し、検査技術や精度の向上、衛生指導技術向上を目指します。

また、かきによる食品事故を未然に防ぐため、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場、入札場、かき加工場（仲買業者）、魚介類販売店における各段階の監視指導及び取去検査を実施し、生食用かきの規格基準の遵守並びにその取扱いの指導強化等を図ります。

BSE対策としては、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき、飼料規制や特定危険部位の除去の徹底など、BSEに関するリスク管理に万全を期すとともに、24か月齢以上で神経症状等を呈する牛のBSEスクリーニング検査を確実にを行います。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- かきによる食中毒を未然に防止するため、かきの採取海域等に関する加工基準の確認、かき処理場等の監視指導、取去検査等を実施し、生食用かきの規格基準の遵守及びその衛生的取扱いを指導するとともに、かき処理場におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について指導・助言を行った。
- と畜検査においては、食用として処理される獣畜について疾病や異常等の排除を行う他、動物用医薬品等の残留検査を実施した。
- 食鳥検査については、指定検査機関における検査実施体制を確認し、必要な助言等を行った。
- と畜場、食鳥処理場の衛生管理に関する監視指導を実施すると共に、HACCPに基づく衛生管理について定期的に検証を実施し、安全な食肉の供給を図った。
- BSE対策では、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、生体における神経症状の確認および必要に応じたBSEスクリーニング検査の実施の他、特定危険部位の除去の徹底を指導した。

米穀事業者の監視指導の徹底

基本計画

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく取引等の記録や産地情報の伝達について、東北農政局と連携しながら、生産者等を対象に立入検査や指導を実施するとともに制度の周知啓発を図ります。

▶ みやぎ米推進課

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）に基づく取引等の記録や産地情報の伝達について、宮城県域の生産者等を対象に調査、指導を行った。

2 - (3) 食品表示の適正化の推進

適正な食品表示を確保するための監視指導の実施

基本計画

食品表示の遵守状況等を点検し、適正な表示を確保するため、製造所、販売店舗等における監視指導を行います。特にアレルギー物質を含む製品及び健康食品に関する表示等の監視を徹底し、健康被害を防止するために、使用原材料の点検を行うとともに、食品衛生責任者等を対象とした講習会を開催し、食品の適正な表示の遵守・徹底を指導します。

また、監視指導にあたっては、従事する職員に対して関係法令等の研修を充実します。県民からの相談、問い合わせに対応する「食の110番」、「食品表示110番」、消費生活センター及び食品相談窓口等に寄せられた被疑情報については、関係法令に基づき、国、市町村及び県機関内で連携強化を図りながら、随時、適正表示に向けた調査・指導を行います。

特に、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に係る経過措置期間が満了したことから、適正表示の監視指導の充実を図ります。

輸入生かきの混入（偽装）を防止するため、輸入生かき偽装防止特別監視員による確認調査を実施します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 食品表示（衛生事項）については、広域流通食品を中心に監視した。食品製造・加工等事業者に対し、アレルギー表示等の衛生事項の表示に関して指導し食品表示の不備による健康被害の防止を図ったほか、食品事業者に向けた講習会等の機会に、食品表示に関する事項について解説し適正表示を啓発した。
- 消費者から「食の110番」に寄せられた食品衛生に関する相談や情報のうち、食品表示に関する事項への対応として、食品事業者へ適切な表示を助言したほか、必要に応じて食品表示の改善を指導した。
- 食品表示（品質事項）については、国及び県に設置している「食品表示110番」等に寄せられた被疑情報について、国、市町村等の関係機関と連携し、食品表示法に基づく調査を実施し、事業者に対して必要な指導を行った。

▶ 健康推進課

- 食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者からの相談対応及び指導を行い、食品表示の適正化に努めた。

▶ 薬務課

- 無承認無許可医薬品（医薬品成分を含有する健康食品）の県内流通実態を把握するため、販売店舗から健康食品の買上げ調査を実施した。
- 不適切な医薬品的効能効果の標ぼうに対する指導や広告を行う前の事前指導を行った。

ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施

基本計画

日常の購買行動を通じて消費者の視点から食品表示について継続的に監視し、その結果を定期的に県に報告する「食品表示ウォッチャー」を配置し、不適正表示の疑義報告があった事業者に対し確認調査を実施するなど、食品表示の適正化を推進します。

食品表示ウォッチャーに対しては、調査実施前に食品表示の基礎知識、根拠法令、制度改正等の最新情報について、研修会、情報提供等を行うほか、調査期間中には随時問い合わせに対応するなど、人材育成面を加味して事業を実施します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 県民の中から100人に対しウォッチャーを委嘱し、6月から12月にかけて、スーパーを対象とした調査・報告を実施した。
- モニタリング調査にあたり、業務説明会において表示に関する研修を実施したほか、県民向け広報誌「食安通信」において、食品表示の知識の提供及び調査結果のフィードバックを行った。
- 不適正表示の疑義があった事業者に対しては、所管庁への回付又は訪問による確認調査を実施し、必要な指導を行った。

▶ 成果 ◀

- ウォッチャー調査報告件数：1,188件

食品表示に関する研修会等の実施

基本計画

食品表示について、消費者及び事業者からの相談に的確に対応するとともに、特に今後経過措置期間が満了する加工食品の原料原産地表示制度、改正が決まっている遺伝子組み換え表示制度等について、事業者向けの研修等により、一層の普及啓発を図ります。また、要請に応じて食品表示に関する講師派遣を行います。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に出前講座の講師として職員を派遣した。また、年間を通じて、消費者や事業者からの食品表示に関する相談に対応し、適正表示の普及と指導を行った。
- 食品表示法（品質事項）、景品表示法に関する簡易な解説動画を作成し公開した。

▶ 健康推進課

- 食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者や県民に対して研修会やホームページ等で情報提供を行い、適正な食品表示に関する普及啓発を行った。

2 - (4) 食品の放射性物質検査の継続

農林水産畜産物等の検査

基本計画

原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、県産農林水産畜産物等の放射性物質検査を実施して安全確保に万全を期すとともに、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で検査結果を速やかに公表し、県民の不安解消を図ります。

▶ 食産業振興課

- 原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、県内で生産される主要な農産物、林産物、畜産物、水産物等について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、検査を実施した。
- 検査に当たっては、品目に応じ外部検査機関への委託やゲルマニウム半導体検出器（精密検査機器）等で検査を実施し、基準値を超過した際は、出荷自粛の要請等により、安全性が確認された食品の流通に努めた。
- 放射性物質検査の計画・結果は、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で、速やかに公表した。

▶ 林業振興課

- 非破壊検査器によるスクリーニング検査を条件に出荷制限が一部解除された林産物について、スクリーニングレベルを超過した検体は適切に回収し、モニタリング検査検体として外部検査機関への委託検査を実施し、検査後は適切に廃棄処分を行った。
- 検査計画に基づく検査は、外部検査機関への委託（精密検査機器）で実施した。
- なお、基準値超過検体は、スクリーニング検査を条件に出荷制限が一部解除された林産物の出荷前検査及び出荷制限解除に向けたモニタリング検査の検体であり、適切な廃棄処分を実施し、安全性の確保に努めた。

▶ 成果 ◀

【農産関係】対象：県内産の野菜類・果実類、穀類

- 穀類（米・麦類・大豆・そば）：精密検査 87 点（うち基準値超過 0 点）
- 野菜・果実類：精密検査 172 点（うち基準値超過 0 点）

【畜産関係】対象：県内産の原乳及び牛肉

- 原乳：精密検査 9 点（うち基準値超過 0 点）
- 牛肉：簡易検査 3,989 点（うちスクリーニング値超過 0 点）

【水産関係】対象：県内で水揚げされる水産物

- 精密検査：3,416 点（うち基準値超過 0 点）

【林産物関係】対象：県内産のきのこ・山菜類

- 精密検査：423 点（うち基準値超過 20 点）

流通食品の検査

基本計画

県内に流通する食品の安全性を確認するため放射性物質検査を実施するとともに、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で検査結果を速やかに公表します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 令和 7 年度宮城県食品衛生監視指導計画及び四半期ごとに定める「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づき、県内に流通する食品について、計画的に放射性物質検査を実施した。

II 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進 - (1) 情報の収集、分析及び公開

県民への分かりやすい情報の迅速な提供

基本計画

食の安全安心に関する情報の収集及び分析に努め、ホームページ等における情報提供に当たっては、情報発信の対象を考慮しながら、分かりやすさ、アクセスのしやすさ等に配慮します。各種印刷物の配布、テレビ等のマスコミ及びみやぎ出前講座等の県民と接する機会を活用し、適切な情報提供に努めるとともに、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで適時適切に公表します。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を予防するため、食品営業施設における新しい生活様式について周知を図るとともに、食品関係団体が策定したガイドラインを紹介するなど、ホームページ、メールマガジン等を通じ、県民への情報提供及び注意喚起を行います。

県産食材への理解を深めるため、食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」を活用し、各地域での取組や食育、地産地消等といった観点からも、効果的な情報発信を行います。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 県民に食の安全安心に関するアンケートを実施したほか、セミナーや研修会等で参加者にアンケートを実施した。
- 食の安全安心に関する情報発信のため X (旧 Twitter)、県ホームページへの情報掲載など、迅速でわかりやすい情報提供に努めた。

▶ 食産業振興課

- 食材王国みやぎ公式 SNS を活用し、県産食材・食品の紹介やレシピ・地産地消推進店等について情報発信を行った。

▶ 成果 ◀

- 食の安全安心に関する県民アンケート回答数：19,010 件
- Instagram フォロワー数：11,203 人 (R7.12.31 時点)

監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表

基本計画

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導、食品の収去検査等を実施し、その結果を適切に公表することで、県民への情報提供に努めます。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 令和7年度宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、実施した監視指導及び食品の検査等の実績、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで随時公表した。

1 - (2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

消費者と生産者・事業者との相互理解の推進

基本計画

みやぎ食の安全安心消費者モニターを対象に、食品工場見学会、生産者との交流会及び研修会を開催し、消費者及び生産者・事業者の相互理解を促進します。また、食の安全安心セミナー及び地方懇談会を開催し、県民の食の安全安心に関する知識の習得や、消費者及び生産者・事業者との交流を図ります。

「地域食と農の相談窓口」において、生活者の食と農の疑問等に答えるとともに、当該窓口についてホームページ等で周知していきます。また、相談内容を分析し、生活者の食と農に関する意向把握や理解促進に努めていきます。

環境保全型農業及び農産物の安全性等を確保するGAPの取組について、PR販売会、消費者と生産者の交流会等の開催等を通じて、さらなる理解促進を図るとともに、ホームページ等による情報発信に努めます。

県産食材の消費拡大と本県一次産業に対する理解促進、生産者の生産意欲向上を図るため、「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」の実施や、県内野菜等についての情報誌「すくすくみやぎっ子通信」の発行等、学校給食における県産食材利用拡大に向けた普及啓発活動を実施します。

また、学校給食関係者との情報共有により、相互理解を深めながら、学校給食における地場産物の活用率の向上を図ります。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 食の安全安心セミナーを2回開催した。

▶ 農業振興課

- 食と農に関する消費者の理解促進を図るため、県内9か所の農業改良普及センターと農業振興課に「地域食と農の相談窓口」を設置し、消費者のほか農業者等からの食と農に関する疑問や質問を随時受け付け、回答を行った。

▶ みやぎ米推進課

- 学校給食用米穀として県産ひとめぼれ1等米を供給する際、令和7年産米の供給価格が基準価格を超えたことから、市町村及びJAグループ宮城に対し、掛かり増し経費の一部を補助した。
- 環境保全型農業等の取組についての理解促進を図るため、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」で認証された農産物等のPR販売会や、認証農産物の収穫体験を含めた消費者交流バスツアーを実施した。
- 県認証に係るアンケートの回答者に抽選で賞品が当たる「令和7年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン」を実施した。

▶ 農業政策室

- 県内産農林水産物に関する小・中学校向け情報誌「すくすくみやぎっ子通信」を年3回発行し、学校給食関係者への情報提供を通じて食育を推進するとともに、県産食材の学校給食への利用促進を図った。また、「すくすくみやぎっ子ふるさと食材月間」と位置づけている11月においては、学校給食への県産農林水産物の積極的な利用を呼びかけた。

▶ 畜産課

- 学校給食関係者との情報共有により、相互理解を深めながら、学校給食における牛乳の活用推進を図った。
- 学校給食用牛乳製造に関わる生乳取扱者への2回の講習会の講師を勤め、知識の習得を支援した。
- 学校給食用牛乳の安全性確保のため、学校給食関係者や乳業メーカーと製造・流通における適正管理や緊急時供給体制についての相互理解を図った。

▶ 林業振興課

- 出荷制限解除が進む原木しいたけなどの県産きのこや山菜類について、消費者の理解促進と生産者の生産意欲高揚を図るため、販売会や植菌体験会のほか、県産きのこを活用した料理教室を実施した。

関係団体等との連携・協働の推進

基本計画

食中毒予防、HACCPに沿った衛生管理等に関する啓発、食品事業者からの相談応需について、公益社団法人宮城県食品衛生協会と連携し推進するとともに、同協会が実施する食品衛生指導員による巡回指導、HACCP研修会の開催等の活動を支援します。

水産物については「みやぎ水産の日」を核として給食事業者や調味料メーカー等の企業と連携した県産水産物利用促進や情報発信により、需要拡大に取り組んでいきます。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 公益社団法人宮城県食品衛生協会と連携し、研修等を通じて食品衛生推進員等の資質向上や最新の知見の習得を図った。
- 食品衛生指導員による地域の食品営業事業者への巡回指導の実施やHACCP研修会の開催等の活動に際し、保健所担当者が講習を行う等技術的に支援した。

▶ 水産業振興課

- 県民に対し、水産物の理解促進と消費拡大を図るため、平成26年に制定した「みやぎ水産の日」(毎月第3水曜日)を核として、企業と連携した県産水産物の利用促進への取組や県ホームページ、Facebook等を活用した情報発信、家庭内での県産水産物の継続消費を目的とした料理教室、出前講座等による魚食普及活動を実施した。

みやぎの「食」に関する情報を発信する人材を登録し、学校、生涯学習施設等へ派遣し、講演や体験活動を促進する食材王国みやぎ「伝え人（びと）」登録・活用促進事業や高校生地産地消お弁当コンテストを通じ、みやぎの「食」や「食材」への関心を高め、地産地消の必要性への理解度向上を図り、食育を推進します。

第4期宮城県食育推進プラン（計画期間令和3年から令和7年まで）に基づき、市町村、関係団体、みやぎ食育コーディネーター等との連携を図るほか、イベントやデジタルコンテンツを有効活用した普及啓発により食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう意識の高揚を図ります。

▶ 健康推進課

- みやぎ食育コーディネーターの活動をホームページやみやぎ食育通信（2回発行）などで紹介するとともに、みやぎ食育コーディネーターの研修会を開催した。
- 食育の優良事例を広く周知するため、県内で食育活動を実践している3団体に対し、みやぎ食育表彰を贈呈し、その活動をホームページ、ラジオ等で周知した。
- メディアの協力を得てラジオによる情報発信や県内全ての小学5年生を対象に食育情報を掲載した冊子を配布した。

▶ 食産業振興課

- 食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や民間企業等と連携した地産地消のPRを行ったほか、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、高校生を対象とした地産地消お弁当コンテストを開催した

▶ 成果 ◀

- 食材王国みやぎ「伝え人」取組件数：34件（R7.12.31時点）
- 高校生地産地消お弁当コンテスト応募数：17校86件

1 - (3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

リスクコミュニケーションの充実

東京電力福島第一原子力発電所事故から約10年となり、放射性物質汚染に対する県民の意識変化や、原子力発電所に係る安全・防災対策に関し、とりまく状況が大きく変化しました。

そのため、本県の原子力発電所に関する安全対策や防災対策、放射線・放射能の知識等、新たなコンテンツをメインとし、県民の不安解消や正しい理解を図るため、「みやぎ原子力情報ステーション」を適宜更新・改修しながら運営していきます。

併せて県内市町村における放射線・放射能測定支援、市町村担当者や一般消費者を対象としたセミナーの開催等を引き続き行います。

▶ 原子力安全対策課

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県内への影響については、全県的な測定体制を体系的にまとめた宮城県放射線・放射能測定実施計画に基づき、放射性物質等の測定を行い、その把握に努めた。
- 測定結果については、県の原子力・放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」において速やかに情報提供を行った。
- 原子力安全対策課の公式X（旧 Twitter）を通じて「放射線・放射能の基礎知識」などを発信し、正しい知識の普及・啓発に努めた。
- ポケットサインの「宮城県からのお知らせ」において、「みやぎ原子力情報ステーション」へのリンクを毎月掲載することにより、県民に対する情報発信の強化に努めた。
- 市町村の住民持ち込み放射能測定担当職員等を対象とした測定技術研修会を開催し、市町村担当者の側面支援を行った。

水道水の検査結果の公表

水道水の安全安心を確保するため、市町村等が実施し本県に報告のあった水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」において公表します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」等において公表した。

住民持ち込み測定

基本計画

県民が自ら育てた自家消費用の農産物等への不安を払拭するため、市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」において公表します。一部の品目において現在も出荷制限の指示等が継続されており、いまだに不安を抱く県民もいることから、今後も正確で分かりやすい広報により県民の不安払拭に努めます。

▶ 原子力安全対策課

- 自家消費農産物や自然から採取した山菜など住民が持ち込んだ食材について、市町村が実施した放射性物質の測定結果を取りまとめ、毎月、県の原子力・放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」で公表し、県民の不安払拭に努めた。

2 県民参加 - (1) 県民総参加運動の展開

県民が参加する消費者モニター制度の推進

基本計画

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、条例第5条に規定する消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成するため、また、各種施策に様々な世代の意見を吸収し、反映することができるよう、広報活動を展開し、「食の安全安心消費者モニター」として特に若者や子育て世代の登録を促進します。また、モニターが活動しやすいよう、情報提供や意向把握に努め、より積極的に参加・体験することができるよう、研修会、見学会及び交流会の工夫を図ります。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 各種媒体種媒体による広報などにより、消費者モニターを募集した。
- 食の安全安心に関する正しい知識の普及に向け、食の安全安心セミナーを2回開催した。
- 対象を県民全体に広げた「食安通信」(旧モニターだより)と親子向けの「しよくあんつーしんミニ」をそれぞれ2回発行し、知識の普及啓発に取り組んだ。

▶ 成果 ◀

- 食の安全安心セミナー開催回数：2回
- 広報誌「食安通信」発行回数：2回

生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援

基本計画

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、食品の生産・製造及び供給の過程における自らの食の安全安心に係る取組を自主基準として定め、公開する生産者・事業者を、「みやぎ食の安全安心取組宣言者」として随時募集・登録します。

生産者・事業者が取り組む「食の安全安心に係る取組(自主基準)」の作成を支援するほか、名称や自主基準等の取組内容をホームページ等で公開するなど事業の広報に努め、安全な食品を提供する責務を果たし、消費者の理解と信頼を得られるようにします。

「みやぎ食の安全安心取組宣言」のロゴマーク及び制度の認知度向上のため、ポスター、パンフレット等を活用した普及啓発活動を行い、更なる制度の普及と県民総参加運動の機運醸成に努めます。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 生産者及び事業者が、自らの食の安全安心に関する取組を自主基準として定め公開する「みやぎ食の安全安心取組宣言」の広報・募集を行った。

知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発

基本計画

多くの県民が主体的に参画できるよう、消費者及び事業者等の関心や社会情勢を把握し、食の安全安心に関する知識習得のための食の安全安心セミナー、地方懇談会、みやぎ出前講座等を開催します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 動画配信での受講も含め、食の安全安心セミナー、地方懇談会等各種講習会を開催した。
- 要請に応じて出前講座を行い、参加者の知識向上を図った。

2 - (2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

県民の意見の把握と反映

基本計画

モニターアンケートの実施、推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー及びモニター研修会の開催、宮城県食品衛生監視指導計画へのパブリックコメント募集等により、広く食の安全安心に関する意向、意見、提言等を把握し、それらを施策に反映させるように努めます。特に、残留農薬、輸入食品の安全性、食品添加物等、県民の不安が大きい事項については、県民の意見を十分に聴取し、施策に反映させます。また、モニター制度の若年層への広報等、幅広い年齢層からの意見が得られるように努めます。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- ポケットサインを活用した県民アンケート、消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー、監視指導計画でのパブリックコメント等により、広く県民の意見を把握した。

食の安全安心に関する相談窓口の充実

基本計画

「食の安全安心に関する総合窓口」や「食の110番」、「食品表示110番」等、全ての県民が気軽に食の安全安心に関する相談や通報ができる窓口を設置します。消費者相談には関係機関が連携して適切に対応し、また、県民からの危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、その結果に応じて、関係法令に基づいて速やかに対応します。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 食品衛生及び食品表示に関する事等、食の安全安心全般に関する総合窓口として、食と暮らしの安全推進課に「食品表示110番」を、県内各保健所（支所）に「食の110番」を設置し、県民からの食の安全安心に関する相談や通報に応じた。
- 県民から寄せられた危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、関係法令に基づき速やかに対応した。また、事業者からの食品表示に関する相談についても、関係機関が連携して、適切な助言を行った。

▶ 成果 ◀

- 食品表示110番相談件数：7件 / 表示相談：115件

Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

基本計画

知事を本部長とする対策本部を組織し、関係部局の横断的な体制の整備及び連携により食の安全安心確保のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、県民の食生活等に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、対策本部会議を招集し、早期解決を図ります。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく令和6年度施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部の会議を経て、議会への報告と県民への公表を行った。
- 食の安全安心庁内連絡会議等において関係部局の連携を図り、基本計画に基づく施策の推進を図った。
- 食の安全安心推進基本計画（第5期）について対策本部会議で合意を得たことで、策定に向けて議会に諮る準備を整えた。

みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応

基本計画

食と暮らしの安全推進課をはじめ、関係各課に食の安全安心推進員を、各地方振興事務所等に食の危害要因に係る情報の収集及び連絡にあたる食の安全安心連絡員を配置し、部局を横断した体制を維持します。危機管理対応チーム会議を定期的開催し、必要に応じて随時開催や構成員以外の参加も求めつつ、食に係る危機の未然防止と発生時の的確な対応に努めます。

食に関する危害が発生した場合には、みやぎ食の危機管理基本マニュアル等に基づき迅速かつ適切に対応して、被害の拡大防止に努めるほか、県民及び報道機関への適時適切な情報提供に努め、県民の健康被害を最小限にとどめます。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を引き続き配置し、食の危害要因に係る情報収集及び食に係る危機の未然防止に努めた。
- 食の安全安心推進員等により構成する食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課で作成している個別対応マニュアルに基づく事案のほか、放射性物質への対応等、食の危害要因に係る情報共有・意見交換を行った。

食の安全に関する調査・研究の充実

基本計画

生産者の取組を支援し、安全な農林水産物を生産する環境づくりに貢献するとともに、食の安全安心に資する調査や試験研究の推進に取り組みます。

▶ 水産業基盤整備課

- 貝毒プランクトン調査定点において、月1～5回の頻度で調査を実施し、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件(海水温、塩分)を把握した。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- かきの取扱いに関する制度を見直した上で、かき処理場及び袋詰め業者に対する一斉監視を実施し、かきむき処理場におけるHACCPの導入やかきむき期間中に行った監視で見られた課題に対するかきむき処理事業者への指導内容を共有した。

食品の放射性物質に係る調査・研究の充実

基本計画

農林水産畜産物等に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な生産物を供給するための調査や試験研究に取り組みます。

▶ 畜産課

- 原乳や牧草等における東京電力福島第一原発事故由来の放射性物質の検査を実施し、安全性を確認すると

ともに、土壌から牧草等への放射性物質移行の機序の解明と移行低減技術について調査・研究に取り組んだ。

▶ 林業振興課

- 放射性物質の影響により、県内産きの原木が利用できない状況が続いていることから、既存の調査結果から放射性物質濃度の低減傾向が見られる特定地域において面的伐採による濃度検査を実施し、県内産原木利用再開に向けた各種検討を行った。

国、都道府県、市町村、関係団体との連携

基本計画

食の安全安心を確保するため、国、都道府県、市町村、関係団体と連携・協働して施策を推進できるよう努めます。

食品衛生関係では、調理食品や外食への需要増加、食品流通の広域化等から、広域食中毒事案の発生も見られ、国、関係自治体等で組織する広域連携協議会等により、密接な連携を図り、食の安全安心の確保に関する情報共有を行い、食中毒事件や違反食品の発生等の緊急時には迅速かつ的確に対応します。

食品表示関係では、消費者庁との連携のほか、東北農政局主催の宮城県食品表示監視協議会等における情報交換に努めるほか、被疑情報に対しては消費者庁、東北農政局や市町村と連携して適切に対処します。

さらに、国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行います。

県産農産物の放射性物質対策では、市町村等関係機関・団体等と連携して放射性物質の濃度を把握し、農産物の安全確認を行います。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- 広域的な食中毒への対策強化のため、国や関係者で構成する広域連携協議会により、健康被害情報や調査状況等について共有する体制を維持した。
- 広域的な食中毒事例や違反食品の事例では、関係自治体と連携して調査し、情報を共有した。特に保健所を設置する仙台市とは、情報交換を密に行い、連携を図った。
- 食品表示関係では、消費者庁との連携のほか、東北農政局主催の食品表示110番に係る情報交換会を通じて情報交換に努めた。
- 国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行った。

▶ 園芸推進課

- 食の安全安心の確保に向け、県産農産物の放射性物質対策では、市町村等関係機関・団体などと連携し、放射性物質検査を実施した。

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置

基本計画

学識経験を有する者、消費者を代表する者及び生産者・事業者を代表する者により構成される審議会を設置し、条例の規定に基づき、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議します。具体的には、食の安全安心の確保に関する施策及び施策の評価に関する事、食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関する事、食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関する事等について、情報及び意見の交換を行います。また、県民総参加運動の中心的な組織としても引き続き位置付けます。

▶ 食と暮らしの安全推進課

- みやぎ食の安全安心推進会議を設置・開催し、食の安全安心の確保に関する基本的な計画に関する評価・審議・意見交換等を行った。

▶ 成果 ◀

- みやぎ食の安全安心推進会議開催回数：3回